

○財務省告示第百四十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年三月二十七日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年四月二十四日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国債（変動） ・十変五	第九回	十億円	九十七円七十四銭
〃	第十回	百五十億円	九十七円三銭
〃	〃	百五十億円	九十七円七銭
〃	第十二回	五十億円	九十六円四十銭
〃	第二十二回	二十億円	九十八円十四銭
〃	第二十四回	三十億円	九十七円九十四銭
〃	〃	三十億円	九十八円三銭
〃	第二十六回	二十五億円	九十六円十銭
〃	第三十四回	五十億円	九十二円四十九銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第四十七回	〃	第三十八回	〃	〃	〃	〃	第三十七回
一一 億千 円四 百三十	三百億 円	二十億 円	十億 円	五億 円	円二百二十七億	五十億 円	百六十九億 円	二十億 円
	九十六円九十五銭	九十六円三十五銭	九十六円三十銭	九十四円九十銭	九十四円八十八銭	九十四円八十六銭	九十四円七十八銭	九十四円七十銭